

屋外広告物の除却・改修費用を補助します

茨木市では茨木らしい魅力ある景観形成等を推進するため、令和6年3月に茨木市独自の屋外広告物条例・施行規則、ガイドラインを策定しました。令和7年1月以降は、広告物の新規・継続許可申請時には、原則、条例等の基準に適合していただく必要があるため、事業者の負担軽減を図り、条例への早期適合と広告景観の質の向上を促進することを目的に、広告物の除却・改修に係る費用の一部を補助します。

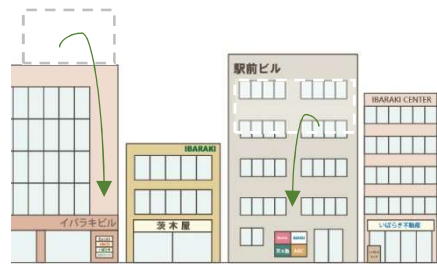
〔補助制度により目指す広告景観のイメージ〕

最大
100万円
補助

申請はお早めに



北摂山系への眺望の確保や山間部、田園景観の保全の推進



まちの品格や賑わい形成、連続性への配慮など居心地が良く、歩きたくなる景観の推進

補助対象・金額

※市条例・施行規則の基準・区域やガイドラインの内容は裏面をご覧ください。
※除却と改修は兼ねて申請することはできません。

(①市域全域では50万円、②中央通り、東西通りでは100万円が上限)

■ 広告物の除却

①市域全域

これまで掲出の許可(府条例に基づく許可)を受け、市条例・施行規則の基準・区域に適合しなくなる広告物の除却・処分に要する費用(税抜)

補助率
50%

限度額
50万円

②中央通り、東西通り(景観重要道路)

エリアに存する広告物の除却・処分に要する費用(税抜)

補助率
50%

限度額
100万円

■ 広告物の改修

①市域全域

これまで掲出の許可(府条例に基づく許可)を受け、市条例・施行規則の基準・区域に適合しなくなる広告物を、同基準・区域とガイドラインに適合するように改修(製作・設置を含む)するために要する費用(税抜)

補助率
50%

限度額
50万円

②中央通り、東西通り(景観重要道路)

エリアに存する広告物を、ガイドラインに適合するように改修(製作・設置を含む)するために要する費用(税抜)

補助率
50%

限度額
100万円

募集期間

令和6年7月から令和8年12月まで
※各年度の予算上限を超えた場合は受付を終了します。

先着で受け付けますので、申請される場合は、お早めをお願いします。

補助金の詳細はこちらをご覧ください



市条例・施行規則の基準・区域、ガイドラインの内容 (抜粋)

■市条例・施行規則の基準・区域

市条例の基準に適合しない場合には、除却・改修が必要となります。例えば、用途地域が住宅系の「第1種許可区域」には次のような基準があります。

次の地図に記載する20路線の両側100mの範囲は、「非自家用広告物等禁止区域」として、非自家用広告物は掲出できません。



屋上広告物

縦幅は建物高さの5分の1以下
外壁の延長面からの突出禁止 など
(景観形成地区では1面当たり30㎡以下)



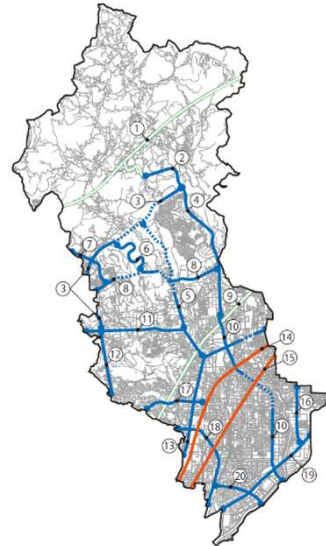
壁面広告物

表示面積は壁面の5分の1以下
縦幅は壁面高さの2分の1以下 など
(景観形成地区では1壁面当たり30㎡以下)



地上広告物

地上から最上端までの高さは10m以下
表示面積は20㎡以下(片面では10㎡以下) など



基準・区域等の詳細はこちらをご覧ください



■ガイドラインの内容

ガイドラインは茨木市が目指す広告景観の方向性や広告物の具体的な配慮事項を示したものです。改修補助を受ける場合は、共通、種類別、地域別それぞれの配慮事項に適合いただく必要があります。



(内容例)

●配置・配列を整理する
(共通)

●建物の低層部に掲出する
(種類別・壁面広告物)

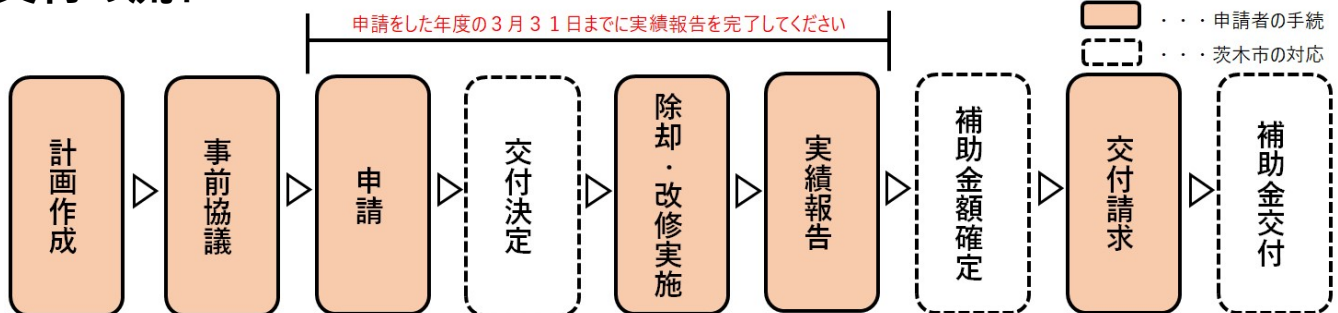
●まちなみに調和した色彩にする
(地域別・第2種許可区域)



ガイドラインの詳細はこちらをご覧ください



交付の流れ



※除却・改修計画に変更が生じたときは、変更事前協議・変更申請を行ってください

※交付請求後、振り込みがされるまで、概ね1ヶ月程度の期間を要します



Q1 市条例で適合すべき基準は、どのように調べたらよいですか？

A1 はじめに地図情報サイト(市HP)で広告物が存する場所の用途地域・景観形成地区をご確認ください。次に用途地域・景観形成地区が含まれる許可区域の種類及びその基準をご確認ください。

Q2 申請に必要な書類はどちらにありますか。また、提出はどのように行ったらよいですか？

A2 チラシ表面の二次元コードから、必要な書類をご確認ください。提出は市HPのオンライン窓口または郵送・窓口持参でお願いします。

地図情報サイト(市HP)



許可区域別の基準

